

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成30年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成30年4月1日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 平成30年4月1日現在の所得割超過税率採用団体  
豊岡市6.1%（平成21年度から）

(注) 4 平成30年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市 7.7%（平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ）  
田尻町5.4%（平成29年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 平成30年4月1日現在の均等割超過税率採用団体  
横浜市4,400円（平成21年度から）

(注) 3 平成30年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市3,300円（平成24年度から） 田尻町3,200円（平成29年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	91	3	8	4	234	249	150	490	
人口5万未満の市	77	5	5	3	167	180	17	274	
町 村	552	7	12	16	312	347	28	927	
合 計	722	15	25	23	718	781	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	1	—	120	121	—	490
人口5万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,341	1	2	—	373	376	—	1,718
構 成 比	0.1%	78.1%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

## (ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	362	—	2	—	126	128	—	490	
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274	
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927	
合 計	1	1,334	1	3	—	379	383	—	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	361	—	1	—	128	129	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,332	1	2	—	382	385	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	361	—	1	—	128	129	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,332	1	2	—	382	385	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490	
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274	
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927	
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	359	—	1	—	130	131	—	490
人口 5 万未満の市	—	196	—	—	—	78	78	—	274
町 村	—	756	—	1	—	170	171	—	927
合 計	1	1,330	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率			
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	17		
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	454	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	7.0	489	100.0	230		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	35	7.2					
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	224	81.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.5	275	100.0	200		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	51	18.5					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	927	100.0	310		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	67	7.2					
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	134	7.8	1,719	100.0	757		
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	153	8.9					

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。